

## 区民公益活動に関する助成制度 [ 政策助成 ] の再構築について

### 1. 趣 旨

区では、さまざまな区民団体が行う公益活動を推進・支援し、豊かで活力ある地域社会を築いていくため、昨年 3 月、中野区区民公益活動の推進に関する条例を制定した。

この条例では、区民公益活動の推進・支援の施策の一つとして「区は、区民公益活動が区の政策目的の実現に貢献し、かつ、区民公益活動の特長が生かせる分野については、予算の範囲内で当該区民公益活動に対し資金を助成することができる」と規定している。

これに基づき、区の政策目的実現に貢献する活動への助成について、[ 政策助成 ] として再構築し、対象とする活動や助成額の拡充を図るとともに、より効果的で柔軟性や透明性が高い制度として、基準や手続きなどを統一的に定めることにした。

### 2. 申請できる団体

次の要件をすべて満たす団体とする。

- (1) 区民が自主的に組織する非営利の団体であること。  
(社会福祉法人等の法人は対象外。NPO 法人は可。)
- (2) 主たる事務所又は連絡場所が区内にあること。
- (3) 規約及び会員名簿等を有すること。
- (4) 希望者は任意に加入又は脱退ができる等、団体の運営が民主的に行われていること。
- (5) 区民を対象とした公益活動の実績が原則として 1 年以上あり、継続的かつ計画的に活動を行っていること。

### 3. 対象となる活動領域と活動

助成の対象となる活動は、おおむね次に掲げる領域でそれぞれ行われる、区政目標の実現に貢献する区民公益活動とする。

#### 地域を住民自身で支える活動

住民自身で地域を支え、実りある活動を展開することを目標とする、地域自治、高齢者の社会参加の支援、防災、防犯などの活動

#### 産業の活性化、勤労者支援、消費者の活動

豊かで活力あるまちを目指し、そこで働く勤労者や消費者のために展開していく、産業活性化、勤労者支援、消費者などの活動

### **地球環境を守るための活動**

環境に配慮する区民生活が根づくことを目標とする、地域の生活環境保全、地球温暖化防止のための啓発、環境学習の場の提供、ごみ減量・リサイクルへの取組みなどの活動

### **子どもと子育て家庭を支援する活動**

子どもや子育て家庭が、多様な支援にしっかりと支えられることを目標とする、子どもの健全育成の推進、子どもの居場所づくり、子育て環境の整備などの活動

### **男女共同参画の推進に関する活動**

性別にかかわりなく個性や能力を発揮できる男女共同参画社会の実現を目標とする、男女共同参画の推進に関する活動

### **地域の保健福祉の推進のための活動**

地域の保健福祉の推進により安心できる暮らしを区民に保障することを目標とする、障害者の自立・社会参加の支援などの活動

### **安全で快適なまちづくりのための活動**

区民が安心して住み続けられる安全で快適なまちづくりを目標とする、まちの景観、住環境の維持・保全・創出、公園の管理、交通安全・啓発などの活動

### **学習・文化・芸術、スポーツ振興のための活動**

区民が誰でも興味を持つ文化芸術やスポーツに親しみ、また有意義な学習・研究活動等を通して、情報化や科学技術等の発展、促進への寄与を目標とする、文化芸術・生涯学習の推進、スポーツの振興などの活動

### **国際交流・平和・人権のための活動**

平和な世界の実現に向け、外国人の人たちと理解や交流を深め合い、区民一人ひとりの人権がきちんと守られている社会を目標とする、国際交流、平和の推進、人権の擁護などの活動

## **4 . 助成対象経費**

当該申請事業の実施にかかる経費のうち、以下の～に該当するものとする。

謝礼金（講師・スタッフへの謝礼金等）

交通費（行事等の実施に必要なスタッフ等の交通費）

保険料（活動に伴う事故発生時の補償等を行う保険料等）

印刷・製本費（掲示物の印刷費・広報誌の発行経費等）

消耗品購入費等（各種物品・事務用品の購入経費、その他、区民公益活動に要する経費）

その他、区長が特に必要と認める経費

対象は事業経費であり、団体の運営に関する経費は除く。

## 5 . 助成率・助成限度額

助成率は、前記の助成対象経費総額の3分の2以内、助成限度額については、1事業につき年度内20万円、1団体につき年度内40万円を限度とする。ただし、区長が特に必要と認める場合は、別に定める。

## 6 . 審査と助成の決定

審査は、以下の審査基準に基づき、活動内容及び対象経費等を評価し、かつ活動領域ごとに当該年度区として重点を置く取組みを勘案のうえ、団体の活動を所管する各部が行う。

助成の決定は、審査に基づき、予算額の範囲内で行う。

### < 審査基準 >

	目 標	内 容
1	区政目標実現への貢献度	区が行っている政策(施策)の考え方と合致し、どの程度区政目標実現に貢献できるか。
2	事業の波及効果	事業への参加人員や事業実施による波及効果はどうか。
3	事業の実行可能性・継続性	事業の実施体制は十分か。継続性はあるか。
4	経費の妥当性	申請経費は適当であるか。

## 7 . 個別の基準により助成を行う活動

( 1 ) 区の施策展開の一部を直接担う区民公益活動で、負担金・交付金的な性格を有するもの。

- ・町会、自治会の活動への助成
- ・体育協会の事業への助成
- ・防犯パトロール団体の活動への助成
- ・地域防災住民組織の活動への助成など

( 2 ) 区民公益活動で、国及び東京都の助成制度により助成基準や手続き、様式等が定められているもの。

- ・老人クラブの活動への助成

## 8 . 交付手続きと交付決定状況の公表

- ( 1 ) 助成の交付申請をしようとする団体は、必要事項を記載した申請書を提出する。
- ( 2 ) 交付申請があったときは、審査を行い、助成を行う事業及び助成金の額等を決定する。
- ( 3 ) 区長は、交付決定を行った事業及び団体の名称、助成金の額を公表する。

## **9. 助成事業の実績報告と評価・公表**

- (1) 助成団体は、事業が完了したとき又は交付決定の属する会計年度が終了したときは、実績報告書を区長に提出する。
- (2) 区長は、実績報告書に基づき助成事業の評価を行い、その結果を公表する。

## **10. 今後の主なスケジュール**

2月中旬～下旬	関係団体へ制度説明
3月18日号区報	新年度からの申請受付開始について、区内に周知
3月26日～28日	各部合同にて、申請団体向けの説明会を開催
4月2日～27日	活動を所管する各部において、申請の受付
5月～6月	各部による内容審査の後、審査結果をもとに、助成の決定、助成金の交付
事業実施後	実績報告書等に基づき評価し、公表